

株式会社西日本住宅サービス

当社の実情:労働者に占める女性労働者の割合(令和4年4月1日現在)

| 雇用区分 | 女性労働者の割合 | 雇用区分 | 女性労働者の割合 |
|-------|----------|----------|----------|
| 執行役員 | 0% | パートタイマー | 100% |
| 社員 | 26.1% | クリーンスタッフ | 39.7% |
| 再雇用社員 | 11.1% | アルバイト | 20% |
| 嘱託社員 | 71.4% | 派遣社員 | 42.9% |
| 専任従業員 | 0% | 全体 | 33.9% |

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

女性労働者の割合について、建設業の平均値以上を維持する。

<実施時期・取組内容>

- ・令和4年4月～ 女性が働きやすい雇用環境の整備のため、育児休業の規程の見直しを図る。
- ・令和4年6月～ 女性が活躍できる企業であることをPRできるように採用ページの内容を見直し、必要に応じて変更する。
- ・令和4年7月～ 女子学生を対象とした会社説明会を年1回以上実施する。
- ・令和5年4月～ 女子学生を対象としたインターンシップを年1回以上実施する。

目標2

技術職の女性を1名以上採用する。

<実施時期・取組内容>

- ・令和4年4月～ 現在、技術職として働いている女性にヒアリングを実施する。
- ・令和4年7月～ 女子学生を対象とした会社説明会を年1回以上実施する。
- ・令和5年4月～ 女子学生を対象としたインターンシップを年1回以上実施する。

目標3

短時間勤務の利用率を70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・令和4年4月～ 育児休業から復職予定の従業員に対して説明資料を配布し、短時間勤務の利用促進を図る。